

福祉機器貸与事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、おおむね65歳以上の高齢者で介護保険法第27条の規定に基づく要介護認定により非該当と認定された者並びに宇部市日常生活用具給付事業において、福祉機器の給付等を受けることができない者（以下「高齢者等」という。）に対し、第3条に定める福祉機器を貸与し、日常生活の便宜と自立を図るため、福祉機器貸与事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 事業の対象者は宇部市内に在宅居住する高齢者等のうち、日常生活の便宜と自立のため福祉機器の貸与が必要な者（以下「個人」という。）及び地域福祉の推進に資すると認められる事業等を実施するにあたり、一時的に貸与を必要とする宇部市内の施設、団体で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- （1）一時的な外出又は外泊等により福祉機器を必要とする者
- （2）介護保険の認定申請をしている者で、認定までの期間に一時的に福祉機器を必要とする者
- （3）傷病等により、一時的に福祉機器を必要とする者
- （4）地域福祉の推進に資すると認められる事業等を実施するにあたり、一時的に福祉機器を必要とする者

（福祉機器）

第3条 事業で貸与する福祉機器は、次のとおりとする。

- （1）車椅子
- （2）歩行器（歩行補助車を含む）
- （3）杖（松葉杖、T字杖、四点杖）
- （4）入浴用椅子
- （5）車椅子クッション
- （6）プレクストーク

（貸与期間）

第4条 福祉機器の貸与期間は、次のとおりとする。

- （1）個人は年度内60日以内とする。
- （2）施設、団体は連続2週間以内とする。
- （3）本会賛助会員、団体会員、特別会員については、第1号の貸与期間を年度内に限り、延長することができる。

（貸与申請）

第5条 貸与の申請をしようとする者は、あらかじめ福祉機器貸与事業利用申請書（様式第

1号)に必要事項を記載し、本会会長に提出しなければならない。

(貸与の決定)

第6条 本会会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定するものとする。

(機器の管理)

第7条 前条により福祉機器の貸与を受けた者(以下「貸与者」という。)は、貸与された機器を細心の注意をもって管理しなければならない。

2 貸与者は、貸与された福祉機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに本会会長に報告しなければならない。

(賠償)

第8条 貸与者は、その責めに帰すべき理由により貸与された福祉機器を損傷、又は亡失した場合は、本会会長の指示に従い、貸与者の負担においてこれを補償し、又は修理しなければならない。

(返却及び保管)

第9条 貸与者は、福祉機器を必要としなくなったとき、又は第2条に規定する要件に該当しなくなったときは、速やかに当該福祉機器を本会会長に返却しなければならない。

2 貸与者は、前項の規定による返却を行なう場合で返却を行なう福祉機器が著しく破損し、又は汚損しているときは、これを修繕の上(経年劣化等による損傷又は故障は除く。)返却しなければならない。

(費用負担)

第10条 福祉機器の貸与は無償とする。ただし、貸与を受けた福祉機器の運搬に要する費用及び貸与期間中の保守費用は貸与者の負担とする。

(貸与台帳の整備)

第11条 本会会長は、福祉機器の貸与の状況を明確にするため、福祉機器貸与台帳を整備するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、福祉機器の貸与に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年5月1日一部改正

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。これにより、平成22年5月1日施行の要領は廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する